

この際、政治亡命者の在留資格など最小限度の要点について、難民条約の批准前といえども法定することが緊要と考え、本法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同を賜らんことをお願い申し上げます。

○上村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○上村委員長 社債発行限度暫定措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 中小企業庁に来ていただきまして、先般参考人と呼ばしまして、そして本法案に対する質疑を行ったわけでありまして、その中で、特に商法と中小企業の問題について参考人の意見を聞いたのであります。その際、鴻参考人からいろいろの御意見を承りました。

要するに、時間がいまいちから簡潔に申し上げますが、今日の現行法の商法が中小企業とどういう関係にあるかということでありまして、端的に言いますと、たとえば中小企業が厳格な株式会社法の規定を遵守するにたえない。だから、実際問題としては、商法の規定は中小企業が実行をしていない。形の上では実行しておるけれども、実行をほとんどしておらない。まあ、よく税務署が同族会社に対していじめるのであります。その際に言うことが、専務さんはどなたですか、奥さんですか。奥さんどこにおりますか、裏におります。裏で何やっていますか、おむつを洗たくしてあります。おむつを洗たくする専務が、と言つて苦笑いをしておるわけでありまして、この商法と中小企業の実態について、中小企業庁としてはどんなことをお考えになっていますか。

○西山政府委員 中小企業は、御説のとおり非常に閉鎖性の強い小規模な企業が多いわけでありまして、そういった観点からは有限責任の企業が多かったわけでありまして、ところが最近になりまして、かなり有限責任の中小企業におきまして株式会社化が進んでおるわけでありまして、実態を申し上げますと、現在では有限会社であります中小企業が約七十万、それに対して株式会社の数は八十二万以上ということでございます。しかも、株式会社の約九七％が資本金五千万円未満の企業となつておるわけでございます。ところが、そういう事情でございます。実態といつたしましては、かなり株式会社が進んでおるわけでございます。あるいは総会の開催手続とかあるいは取締役会の意思決定の方法とかあるいは貸借対照表の公告など、現行の株式会社法の規定が必ずしも十分守られていないという現状にあらうかと思つておる次第でございます。

○横山委員 必ずしもまあおっしゃったのですが、そこで、たとえば第一に見せ金の株金払込金によって会社を設立する、それが第一。いわゆる名義株主をつくつて一人会社の実をなさめる。それから株券を発行しないで株式を転々譲渡せしめる。株主総会を開かないでいかにもこれを開いたように擬装する。まあ例示列挙をいたしますとそういうことなんでありまして、その実態をどうお考えになりますか。

○西山政府委員 ただいま私の手元に神戸大学の調査の資料があるわけでございますが、これによりますと、いま先生の御質問のような事情がかなり計数的に整理されておるわけでございます。いろいろな実態が会社法の規定に反する、乖離した面があるかと思つたわけでございます。したがいまして、われわれといたしましては、ただいま商法の改正のために法制審議会の商法部会が開かれておるわけでございます。この機会に実態を踏まえた議論が行われることを期待しております。とともに、われわれといたしまして、必要に応じてまして検討を加えた上で、必要な意見は申し上げさせていただきます。と思つておる次第でございます。

○横山委員 必要な意見をいま聞いておるのでありますから、中小企業庁としてこの問題、いま指摘をいたしました幾つかの問題を含めて、お考え、御意見を願いたいと思つていますが、要するに、なぜ株式会社になりたいのか。一つは社会的な評価を高めたい、一つは税金が個人企業の場合よりも安い、そういう二つだと思つておるわけでありまして、その二つの利益を得るために、この実態が何もないのに、あるいは商法の規定を全く表面的だけ行つて、株主総会を開かず、いかにも株主総会を開いたがごとく書類を作成する。その書類の作成なんぞに至つては、恐らく社長は全然御存じないで、公認会計士か税理士さんが適当につくつておることが常識なんでありまして。だから、もとへ返つて、株式会社が社会的評価が高く、税金が安いということが一体適当なことであらうかどうかというところについてはどうお考えになりますか。

○西山政府委員 はなはだ遺憾なことでございますが、われわれといたしましては現在のところ十分な検討をなしておりませんので、今後検討を進めさせていただきますと思つておる次第でございます。

○横山委員 そんな頼りない返事では困る。商法の審議がここで行われており、あなたが長年中小企業庁の次長として、また中小企業問題の権威者としてやっておられるのに、そんなあいまいな答弁では困るのであります。いままで商法と中小企業の問題についてはなるべく触れたくない、恐らくあなた方はそうお考えだと思つたのであります。そういう点では、政務次官は長年大蔵で税金の問題もやっておられたし、今度の商法のこの法案に於いては大変造詣が深い方でありまして、さぞかしわれわれを納得させる答弁があると思つてから、一遍御意見を伺いたいと思つておるわけでありまして、私ども長らく税金を横山先生御指導のもとにやつてまいりまして、実態は横山先生御指摘のとおりだと思つておる。

○横山委員 商法をどの程度中小企業がこなしているかと申しますと、おっしゃる通りでございます。私は、いま社会的な地位の獲得ということと税金が安いという二つの御指摘がありましたが、もう一つ、やはり中小企業の願ひは有限責任、この三つが株式会社にしろる原因だと思つておるわけでございます。

そこで私は、有限責任制度、この問題は、いまの商法がヨーロッパから発達いたしました。商法だけに、家計と企業とが完全に分離いたしました。近代的な企業を前提としておる、したがつて現在の中小企業には適しないというふうにも私も考えております。ドイツなどでは御承知のようにいろいろの形態の根拠法規がございます。それに応ずるところの有限責任制度が認められ、中小企業がたとえばクルップと同じような法的形態をとらない、こんなような仕組みができておる。日本も御指摘のように中小企業庁が本当に率先して商法の妥当性の問題あるいは境界の問題、これを研究しなければ、いまのままで中小企業が利用するところにならないと私は思つております。

しかしこれは、日本全体の法制がそのような傾向があると思つたのでございます。日本の法人税法も多分にそういった傾向があることも言うまでもありません。これら問題は、御指摘のように、中小企業庁の次長が言われております。法律に、商法のみならず税法あるいはその他全般の法律について、本当に家計と企業とが渾然一体となつております。その家計的なものに妥当する法制を考へるべきときだと私は考へておるのでございます。

なお税金の問題は、もう御指摘のとおりでございます。会社が、会社になりますれば家計と企業が分離される、それだけに税金が変わってくるというところのほかに、御案内のように、会社になりますと大企業中心の法人税が適用になります。ためにこんな結果が起るわけでございますが、むしろ個人

大多数の株主あるいは債権者その他の利害関係人が生ずることを予想して、いろいろなさういった関係者の保護も図りながら会社企業を健全ならしめるというふうな趣旨で株式会社法ができておりますので、実態から申しますと、中小企業にとつては必ずしも必要でない規制が多々あるように思うのであります。やはりさういったところを整理いたしまして、いま仰せのような中小企業が守れる商法にしなければならぬというふうな方向で検討をお願いしたいと思つておるのでありますけれども、この問題はなかなか、先ほどもお話がございましたように、一つの社会的信用と申しますか、株式会社という名称による社会的信用と税制と、そのほかいろいろ、有限会社というふうなものが利用されればいいのでございますけれども、有限会社社の有限という言葉から来る一つの社会的な忌避と申しますか、そういったものもあるやに伺つておるわけでありまして、やはりその辺のところをきめ細かく手当てをしながら、どうしてもこの二つに分ける方向はぜひ実現したいというふうに考へておるわけでございます。

○横山委員 今度刑法の贈収賄の一部改正が次期委員会から問題になると思うのでありますが、私どもはこの商法の中で幾つかの力点を置いておるわけでありまして、

一つは、大企業、独占企業については、もはや、大きな社会的責任を持つてゐるから、商法の中で、ないしは商法以外の独立立法なりあるいは関連法規の中で、大企業の社会的責任を重視して、どういう方法が望ましいかは別として、たとへば贈収賄をした場合に、贈収賄をした本人のみならず会社に対する罰則規定を設けるとか、あるいはまた、その会社ないしは会社の役員が起訴をされた場合には、行政機関が、国のみならず地方団体も、取引を一たん中止をすべき義務を負わせるとか、これはすでに地方自治体では行政判断でやつておるところもございまして、けれども、そういう大企業に対する特別の社会的責任を追及する規定を法規の中で設ける、この角度が

一つ。

それからもう一つは、いま申しましたように、中小企業について、株式会社法による特典と申しますか、それを棄損することなく、中小企業の実態に合致して、その取り扱い、先ほど例示挙げいたしました諸問題についてはこの商法の規定を緩和する、そういう二つの側面を私どもとしては考へておるわけでありまして、

しかし、それは単に商法の中だけで実現ができるものではなくて、何が望ましいかということとは中小企業の利害関係、選択によつても決まるものでありますから、やはり税制とか金融とか、そういうものが個人企業と中小企業の間で選択が商法を離れてできるということでは、これは実行を期したいと私は考へておるわけでありまして、しかし、さばりながら、株式会社法の審議が法制審議会でも進む過程においては、中小企業庁がかなり積極的にこの問題について、中小企業の実態をとらえて具体的な提案なり建議をなさらないければ、これはもうそのままに放置される可能性は十分だ。私のようにこういう発言をする者は実際問題としてはそんなにはないのではないか。その発言によつて、マイナス要因だけが浮かび上がつて、プラス要因が余り浮かび上がらないとするならば、またぞろ放置される結果になる、そう私は憂慮しておるわけでありまして、重ねて法務省と中小企業庁のそれぞれ御答弁を簡潔で結構でございますから願ひたいと思ひます。

○塩崎政府委員 私は、横山先生の実態に即した御意見が全くごもっともだと思つてございまして、しかし、先ほど来申し上げておりますように、日本の法制が、先進国という言葉が適當かどうかかわかりませんが、ヨーロッパ的な法制をとつてまいりまして、これでおくれた企業にまで適用しようとしておるところに御指摘の大変な問題があるかと思ひます。私は、この際、御指摘のように全般的に中小企業が本場に守り得るような法制をつくり上げる——それは商法だけでないと思ひます。税法もさういった観点から見直す

必要がいま御指摘のとおりにあるかと思つてございまして。

さらに、経済犯につきましては、行為者処罰という日本の刑法の原則から、会社処罰というアメリカ流と申しますか、新しい考え方を入れることも大きな方向として検討しなければならぬ、こんなふうに私は思つておるのでございまして。それともいままでの伝統的な考えから見ますとなかなかむずかしい問題もございまして。

そのような問題をあわせまして、いま御指摘の中小企業にも要するような法制、この問題について真剣にいま検討すべきことだ、こんなふうに私は考へております。

○西山政府委員 実態をよく調査いたしましたして、中小企業の守りやすい方向で検討したいと思つております。

○横山委員 終わります。

○上村委員長 ちよつと速記をやめておいてください。

〔速記中止〕
○上村委員長 速記を始めてください。
これにて質疑は終了いたしました。

○上村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○上村委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対し、保岡興治君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、新自由クラブ及び無党派クラブの共同提案に係る本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。横山利秋君。

○横山委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、新自由クラブ及び無党派クラブを代表して、附帯決議案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

社債発行限度暫定措置法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当り、社債権者、一般債権者、株主及び中小企業等の保護を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 企業の自己資本の充実に資するため、財務内容の強化に努めるとともに、法制面での措置についても検討すること。

二 投資家保護のため、社債についての公正中立な評価制度が確立されるよう公社債市場の環境整備を図ること。

三 中小企業が社債制度をより一層活用できるように、金融機関による社債の大量消化が中小企業金融を圧迫しないよう配慮すること。

四 社債の発行条件の弾力化、流通市場の民主化を図るなど、公社債市場の育成発展に努めること。

以上であります。

本案の趣旨については、委員会の質疑の過程ですでに明らかになっておりますので、省略いたします。

何れぞ本附帯決議案に御賛同あらんことをお願いいたします。

○上村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。（拍手）

この際、塩崎政務次官から発言を求められてお
りますので、これを許します。塩崎政務次官。
○塩崎政府委員 ただいまの附帯決議につきまし
ては、その御趣旨を尊重して、できる限り速やか
に実現するよう努力すべきものと考えます。

○上村委員長 ただいま議決いたしました本案に
関する委員会報告書の作成につきましては、委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 次回は、来る二十四日午前十時理
事会、午前十時十分委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。
午前十時五十分散会

政治亡命者保護法案

政治亡命者保護法

(目的)

第一条 この法律は、世界人権宣言第十四条の規
定の趣旨にかんがみ、政治亡命者の保護を図る
ため、これに対する在留資格の付与その他必要
な事項について、出入国管理令(昭和二十六年
政令第三百十九号)等の特例を定めることを目
的とする。

(定義)

第二条 この法律において「政治亡命者」とは、人
種、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属又
は政治的思想を理由として自国(国籍の属する
国(国籍を有しない者にあつては、以前に常時

居住していた国)をいう。以下同じ。)において
迫害を受けるおそれがあると認めらるるに足りる相
当の理由があるため、自国の外にあり、自国の
保護を受けることができず、又は自国の保護を
受けることを望まない者であつて次の各号のい
ずれにも該当しないものをいう。ただし、その
者が二以上の自国を有する場合において、その
いずれかの自国の保護を受けられるときは、こ
の限りでない。

一 平和に対する罪、戦時犯罪又は人道に反す
る罪を犯した者

二 日本国の法令により死刑又は無期若しくは
短期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき
罪(政治犯罪を除く)に当たる行為をした者

三 国際連合の目的及び原則に反する行為をし
た者

(政治亡命者としての在留資格)

第三条 政治亡命者は、この法律の定めるところ
により、政治亡命者としての在留資格を取得
し、当該在留資格をもつて本邦に在留すること
ができる。

(政治亡命者としての在留資格の取得)

第四条 出入国管理令第三章に規定する上陸の手
続を経ることなく本邦に上陸した外国人その他
本邦にある外国人であつて政治亡命者としての
在留資格を取得しようとする者は、法務省令で
定めるところにより、速やかに、法務大臣に対
し、当該在留資格の取得を申請しなければなら
ない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、
外務大臣と協議し、当該外国人が政治亡命者で
あると認めるときは、その政治亡命者の保護に
必要な在留期間を定めてこれを許可しなければ
ならない。ただし、当該外国人が次の各号のい
ずれかに該当する者であるときは、この限りで
ない。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第
二章から第四章までに規定する罪により禁錮
以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予

の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一
項第三号の罪により刑に処せられた者を除
く。

二 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、
大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四
号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一
号)又は刑法第二編第十四章に規定する罪に
より無期又は三年以上の懲役に処せられた
者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を
除く。

三 無期又は五年を超える懲役又は禁錮に処せ
られた者

(許可書の交付等)

第五条 法務大臣は、前条第二項の許可をしたと
きは、当該外国人に対し、法務省令で定めると
ころにより、政治亡命者としての在留資格及び
在留期間を記載した許可書を交付しなければな
らない。

2 出入国管理令第四条第一項各号のいずれかに
該当する者としての在留資格を有する外国人で
あつて前条第二項の許可を受けたものは、法務
省令で定めるところにより、法務大臣から、旅
券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消
を受けなければならない。

3 第一項の許可書の交付を受けた外国人は、当
該交付を受けた時から、当該許可書に記載され
た政治亡命者としての在留資格及び在留期間を
もつて在留するものとする。

4 法務大臣は、前条第二項の許可をした場合に
おいて、当該許可に係る外国人が出入国管理令
第五章に規定する手続により収容されていると
き(同令第五十四条の規定により仮放免されて
いるときを含む。以下第六項において同じ。)
は、法務省令で定めるところにより、入国審査
官、特別審査官又は主任審査官に対し、当該許
可をした旨を通知しなければならない。

5 入国審査官、特別審査官又は主任審査官は、
前項の通知を受けたときは、直ちに当該外国人
を放免しなければならない。

6 法務大臣は、前条第一項の申請があつた場合
においてこれを許可しないときは、速やかに理
由を示してその旨を当該外国人に通知しなけれ
ばならない。当該外国人が出入国管理令第五章
に規定する手続により収容されているときは、
当該主任審査官にも通知しなければならない。
(退去の制限)

第六条 第四条第一項の申請をした者について
は、当該申請に対する許可又は不許可の処分が
あるまでの間は、本邦から退去させることがで
きない。当該申請に対し不許可の処分があつた
場合において次条第一項に規定する期間につい
ても、同様とする。

(不許可の処分の取消しの訴え)

第七条 第四条第一項の申請に対し不許可の処分
があつた場合においては、当該処分の取消しの
訴えは、当該処分の通知を受けた日から三十日
以内に提起しなければならない。この期間は、
不変期間とする。

2 前条前段の規定は、前項に規定する不許可の
処分を受けた者が当該処分の取消しの訴えを提
起した場合において、当該訴えの提起の日から
六十日間、その者について準用する。

(退去強制)

第八条 政治亡命者としての在留資格を取得した
者については、出入国管理令第二十四条の規定
による退去強制は、その者が、許可書に記載さ
れた在留期間を経過して本邦に残留する場合の
ほか、当該在留資格を取得した日以後の行為に
より第四条第二項各号のいずれかに該当するこ
となつた場合に限つて、することができ。

(送還先の制限)

第九条 政治亡命者としての在留資格を取得した
者又は第四条第一項の申請をして不許可の処分
を受けた者が退去強制を受ける場合において、
これらの者が人種、宗教、国籍、特定の社会的
集団への所属又は政治的思想を理由として自国
において迫害を受けるおそれがあると認めらる
に足りる相当の理由があるときは、これらの者

は、自国に送還されないものとする。

(出入国管理令に定める在留資格の取得)

第十条 政治亡命者としての在留資格を取得した者であつて出入国管理令第四条第一項各号に該当する者としての在留資格を取得しようとするものは、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該在留資格の取得を申請することができ。

(出入国管理令の規定の読替へ適用等)

第十一条 政治亡命者としての在留資格を取得した者に対する出入国管理令の規定の適用については、同令第二十一条第三項中「当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる」とあるのは「外務大臣と協議し、当該外国人が、政治亡命者保護法(昭和五十二年法律第 号)第二条に規定する政治亡命者であり、かつ、同法第四条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その政治亡命者の保護に必要な在留期間を定めてこれを許可しなければならない」と、同令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第二項、第六十二条第一項及び第六十三条第一項中「第二十四条各号の一」とあり、並びに第四十七条第一項中「第二十四条各号」とあるのは「政治亡命者保護法第八条に規定する事由」とする。

2 第六条及び第七条の規定は、前項の規定により読み替えられた出入国管理令第二十一条の規定により在留期間の更新を申請した者について準用する。

3 第五条の許可書は、出入国管理令及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の規定の適用については、旅券とみなす。

(罰則の特例)

第十二条 政治亡命者としての在留資格を取得した者の当該在留資格の取得前の行為については、出入国管理令第七十条第一号から第三号ま

での規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(外国人登録法の一部改正)

2 外国人登録法の一部を次のように改正する
第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十四号中「出入国管理令」の下に「及び政治亡命者保護法(昭和五十二年法律第 号)」を、同項第十五号中「出入国管理令」の下に「及び政治亡命者保護法」を加える。
第十四条第二項中「出入国管理令」の下に「又は政治亡命者保護法」を加える。

理 由

政治亡命者の保護を図るため、在留資格、退去強制、罰則その他の事項について出入国管理令等の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。